

開成町選挙管理委員会会議次第

平成 29 年 3 月 2 日（木）午前 9 時 00 分～
開成町役場 2 階 205 会議室

1 委員長あいさつ

2 議題

- (1) 議案第 1 号 選挙人名簿に登録する者を定めること
- (2) 議案第 2 号 選挙人名簿から抹消すること
- (3) 議案第 3 号 選挙権を有するものの総数の 50 分の 1 の数を定めること
- (4) 議案第 4 号 選挙権を有するものの総数の 3 分の 1 の数を定めること
- (5) 議案第 5 号 選挙権を有するものの総数の 6 分の 1 の数を定めること
- (5) 議案第 6 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めること
- (7) 議案第 7 号 選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所を定めること
- (8) 議案第 8 号 在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事館の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所を定めること

選挙人名簿に登録するものを定めること

平成 29 年 3 月 2 日において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により選挙人名簿に登録する者を別紙のとおり定める。

平成 29 年 3 月 2 日提出

開成町選挙管理委員会委員長 遠 藤 正 嘉

選挙人名簿から抹消すること

別紙の者は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条に該当する者であるので選挙人名簿から抹消する。

平成 29 年 3 月 2 日提出

開成町選挙管理委員会委員長 遠 藤 正 嘉

選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数を定めること

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数は、280 人である。

平成 29 年 3 月 2 日提出

開成町選挙管理委員会委員長 遠 藤 正 嘉

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を定めること

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、4,657 人である。

平成 29 年 3 月 2 日提出

開成町選挙管理委員会委員長 遠 藤 正 嘉

選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数を定めること

市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、2,329 人である。

平成 29 年 3 月 2 日提出

開成町選挙管理委員会委員長 遠 藤 正 嘉

在外選挙人名簿に登録する者を定めること

次の者を公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項の規定により在外選挙人名簿に登録する。

平成 29 年 3 月 2 日提出

開成町選挙管理委員会委員長 遠 藤 正 嘉

最終住所又は 申請時の本籍	経由領事館の名称	氏 名	生年月日	性別
足柄上郡開成町 円通寺	在オランダ 日本国大使			女

選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所を定めること

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、平成 29 年 6 月 2 日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、開成町延沢 773 番地開成町役場選挙管理委員会事務室とする。

平成 29 年 3 月 2 日提出

開成町選挙管理委員会委員長 遠 藤 正 嘉

在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事館の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所を定めること

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 の規定により、平成 29 年 6 月 2 日において在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事館の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、開成町延沢 773 番地開成町役場選挙管理委員会事務室とする。

平成 29 年 3 月 2 日提出

開成町選挙管理委員会委員長 遠 藤 正 嘉